

「プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書								
<p>第1条（プロバイダ非依存アドレスの割り当て） 甲は、乙に対し、プロバイダ非依存アドレス割り当て規則（以下「PI アドレス割り当て規則」という）の定めにより以下のPI アドレスを割り当てするものとする。</p>	<p>第1条（プロバイダ非依存アドレスの割り当て） 甲は、乙に対し、プロバイダ非依存アドレス割り当て規則の定めにより以下のPI アドレスを割り当てするものとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">PI アドレス</th> <th align="center">ネットワークの目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">*****</td> <td align="center">***** （左記のPI アドレスがPI アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第3号から1つ選択して記述）</td> </tr> </tbody> </table>	PI アドレス	ネットワークの目的	*****	***** （左記のPI アドレスがPI アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第3号から1つ選択して記述）	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">PI アドレス</th> <th align="center">ネットワークの目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">*****</td> <td align="center">***** （左記のPI アドレスがプロバイダ非依存アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第4号から1つ選択して記述）</td> </tr> </tbody> </table>	PI アドレス	ネットワークの目的	*****	***** （左記のPI アドレスがプロバイダ非依存アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第4号から1つ選択して記述）
PI アドレス	ネットワークの目的								
*****	***** （左記のPI アドレスがPI アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第3号から1つ選択して記述）								
PI アドレス	ネットワークの目的								
*****	***** （左記のPI アドレスがプロバイダ非依存アドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第4号から1つ選択して記述）								

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第10条（PI アドレスの割り当てを受ける資格） 第5条第7号以外のPI アドレスの被割り当て者は、以下の第1号ないし第3号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られるものとする。</p> <p>(1) マルチホーム接続を行うため (2) IXP（Internet Exchange Points）の相互接続セグメントにて使用するため (3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー（Critical Infrastructure）をインターネットに接続するため</p>	<p>第10条（PI アドレスの割り当てを受ける資格） 第5条第7号以外のPI アドレスの被割り当て者は、以下の第1号ないし第4号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られるものとする。</p> <p>(1) マルチホーム接続を行うため (2) IXP（Internet Exchange Points）の相互接続セグメントにて使用するため (3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー（Critical Infrastructure）をインターネットに接続するため <u>(4) 当センターがPI アドレスの必要性を認めるその他の用途</u></p>
<p>第12条（PI アドレスの使用条件） 被割り当て者は、割り当てを受けたPI アドレスを、第10条第1項第1号ないし第3号のうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。ただし、第5条第7号に該当するPI アドレスについてはその限りではない。</p>	<p>第12条（PI アドレスの使用条件） 被割り当て者は、割り当てを受けたPI アドレスを、第10条第1項第1号から第4号までのうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。ただし、第5条第7号に該当するPI アドレスについてはその限りではない。</p>

現在該当する記述なし。	<p>付 則</p> <p>7. この規則は、PI アドレスの割り当てを受ける資格の対象追加に伴い、2013年6月24日に改正され、2013年7月30日より実施する。</p>
-------------	---

「JPNICにおける IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
現在該当する記述なし。	<p><u>5.9.4. その他の用途でプロバイダ非依存アドレスを必要とするネットワークへの割り当て</u> <u>JPNIC または APNIC から IPv4 の特殊用途プロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている組織は、5.1 項に基づき、適切なサイズの IPv6 アドレスの割り当てを受けることもできる。</u></p> <p><u>5.1 項ではなく、本項の基準に基づき申請を行う場合、希望しているアドレスブロックに対して、分配後最低 12 ヶ月分のアドレスの利用目的に関する詳細な計画を提出しなければならない。</u></p> <p><u>5.9.4.1. 初回割り当て</u> <u>IPv6 においてプロバイダ非依存の分配を受ける組織は、ISP または LIR からの割り当てが適切ではない正当な理由を証明しなければならない。</u> <u>正当な技術的理由、または他の正当な理由については以下の文書を参照のこと。</u></p> <p align="center"><u>「IPv6 割り振り/割り当て申請のための JPNIC ガイドライン」</u> http://www.nic.ad.jp/doc/ipv6-guideline.html</p> <p><u>本基準に基づく最小割り当てサイズは/48 とする。ガイドラインで述べられている状況において、より大きなブロックが分配されることもある。</u></p> <p><u>5.9.4.2. 追加割り当て</u> <u>追加のプロバイダ非依存アドレスの割り当ては、以下を証明できる組織に対して認められる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>追加のプロバイダ非依存アドレスの割り当てを必要とする理由、および、その用途のために ISP または LIR からの割り当てを利用できない理由</u> <u>初回割り当てを受けたプロバイダ非依存アドレスが、可能な限り経路数を最小限とする単位で広告され、そのブロックが最大限集約されていること</u> <u>追加の割り当てがグローバルな経路数を最小限に抑えるための管理方法</u>

「IPv6 割り振り/割り当て申請のための JPNIC ガイドライン」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p><u>7.2.1 初回割り当て</u> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>その他の用途でプロバイダ非依存アドレスを必要とするネットワークへの割り当て JPNIC から直接 IPv6 の割り当てを受けることは、上記の他、申請組織が JPNIC が正当と認める事情、または、適用されるアドレスポリシーに従っていることを申請組織が証明することができる場合に可能である。</u> <p><u>証明することのできる例は以下の通り：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ネットワークのアドレスを静的に設定しており、ネットワークの規模または複雑さにより、リナンバを行うことが運用上現実的ではなく、関係の ISP からは、動的または複数のアドレスを設定する選択肢が提供されていない、または選択肢として不適切である</u> ・ <u>関係するネットワークにおいて、将来いかなるリナンバを行うことによっても、医療または公共面で重要な性質をもつサービスに影響を及ぼす可能性がある</u> または ・ <u>適用されるポリシーに基づき、JPNIC が正当と認めたその他の事情</u> <p><u>注：本ポリシーに基づく最小割り当てサイズは/48 である。ネットワークのアドレス計画が、現在の HD-ratio の閾値を下回る割り当て率を維持するうえで、/48 を越える割り当ての必要性を証明する場合、/48 を越えるアドレスブロックの割り当てを受けることができる。初回のプロバイダ非依存アドレスの割り当て申請時には、申請者に対して単一の IPv6 アドレスブロックのみが分配される。申請者は、必要に応じて、当該ブロックのサブネットを複数のサイトに割り当ててもよい。</u></p> <p><u>7.2.2 追加割り当て</u></p> <p><u>IPv6 アドレスポリシー文書 5.9.4 項の追加割り当てには、以下の条件が適用される。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 複数の独立したネットワークに対するネットワーク計画である場合。すなわち、独立したネットワークを構築する必要性を申請組織が証明できること</u> <u>2. これまでの割り当てが可能な限り経路数を最小限とする単位で広告され、そのブロックが最大限集約されていることを申請組織が証明できること</u> <u>3. 追加の割り当てがグローバルな経路数を最小限に抑えるためにどう管理されるかを申請組織が証明できること</u> <p><u>可能であれば、初回割り当てを行ううえで、スパースアロケーションの仕組みを適用し、追加割り当てはプレフィクス長を変更することで行われる。</u></p>